

徳島県規則第六十八号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

（知事の権限の委任に係る規則で定める事項）

第一条の二 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号。以下「条例」という。

）第四条第二項第一号の規則で定める事項は、法人の県民税及び法人の事業税に係る徴収金（延滞金及び滞納処分費を除く。）の額が確定した後の法人の県民税及び法人の事業税に係る徴収金の徴収及び滞納処分、当該徴収金に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第一章第八節に規定する納税の猶予（以下「納税の猶予」という。）並びに当該延滞金の減免に関する事務とする。

2 条例第四条第二項第三号の規則で定める事項は、不動産取得税に係る家屋評価に関する事務とする。

3 条例第四条第二項第四号の規則で定める事項は、普通徴収の方法によつて徴収する自動車税の種別割に係る滞納者（県内に住所を有するものに限る。）に対する滞納処分、納税の猶予及び延滞金の減免に関する事務（現年度課税分にあつては、当該年度の十月一日以後に行う事務に限る。）とする。

第一条の七の二十三を削る。

第二十三条の二十六第一項第三号中「種別、用途、車名、」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十三条の三十二第一項第二号中「種別及び」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号イ中「車名、」及び「用途」を削り、同号中ニを削り、ホをコとし、ヘをホとし、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項第六号中「主たる定置場、種別、用途」を削る。

第二十三条の三十五第二号中「種別、」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十五条の四第六号中「主たる定置場、種別、用途」を削る。

第二十五条の六第二号中「種別、車名、」及び「用途」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

「		「	
生活路線 走行率 ②／①	当該バス の主たる 定置場	生活路線 走行率 ②／①	
%		%	

様式第十九号の四の二その一の(表)中

を

--	--	--	--	--

に

改め、同様式その二の(表)中

地域路線 走行率 ②／①	当該バス の主たる 定置場
%	

を

地域路線 走行率 ②／①	
%	

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。